

# 地域を支える「訪問介護」応援事業実施要綱

5 福祉高介第 1303 号

令和 6 年 3 月 29 日

7 福祉高介第 494 号

一部改正 令和 7 年 6 月 10 日

## 第 1 目的

本事業は、介護業務への就労を希望する者に対して、訪問介護の仕事を周知するとともに、無資格者等を対象とした訪問介護事業所等での雇用確保と働きながらの資格取得支援、訪問介護事業所等の介護職員採用経費及び電動アシスト自転車の購入経費を支援することで、訪問介護事業所等における人材の確保・定着を図ることを目的とする。

## 第 2 事業内容

本事業の内容は、次に掲げるものとする。

### (1) 普及啓発資材の作成等

訪問介護の業務内容や魅力を伝える動画・リーフレットを作成し、求職者に向けて周知を行う。

### (2) 訪問介護採用応援事業

対象者を訪問介護事業所等で有期雇用し、訪問介護等業務に従事しながら介護職員初任者研修又は実務者研修を受講させることで、訪問介護事業所等での雇用確保と資格取得支援を併せて行う。

### (3) 訪問介護採用経費支援事業

中小規模の訪問介護事業所等における介護職員の採用や採用事務に要する費用の一部を予算の範囲内で補助する。

### (4) 訪問介護事業所等電動アシスト自転車購入経費支援事業

中小規模の訪問介護事業所等におけるサービス提供にかかる移動経費である電動アシスト自転車の購入に要する費用の一部を予算の範囲内で補助する。

## 第 3 実施主体

本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。ただし、都は、次の要件を満たす団体等に本事業の一部又は全部を委託して実施することができる。

(1) 介護事業所との緊密な連携体制が取れること。

(2) 福祉人材の確保、育成、就労支援について、幅広い知識・ノウハウを有していること。

(3) 福祉（介護）の職業紹介あっせん業務を無料で行っていること。

なお、上記（2）及び（3）の要件については、第 2 で掲げる（3）及び（4）の事業においては満たす必要はないものとする。

#### 第4 対象者

第2で掲げる(1)及び(2)の対象者は、現に離職中の者で、介護業務への就労を希望する者のうち、無資格又は介護職員初任者研修を修了した者等(訪問介護業務の経験を有する者を除く。)とする。

第2で掲げる(3)及び(4)の対象については、別に定める。

#### 第5 事業実施に当たっての留意事項

都が本事業を委託した場合には、都と本事業の受託者とは、緊密な連携を図りながら本事業を実施するものとする。

#### 第6 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和6年3月29日付5福祉高介第1303号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年6月10日付7福祉高介第494号)

この要綱は、令和7年6月10日から施行する。